

2026年1月14日 まちづくり代表者交流会資料

広報板の今後の方針

広報課

前回お示しした広報板の見直し案

令和7年度末で貼り替えの委託を廃止。8年度中に危険個所の広報板のみ撤去、譲受希望の広報板は修繕・移設して、順次、自治会等へ譲渡。譲渡希望以外の広報板は9年度から順次撤去。

ただし、市の広報板を一部残すかは年内まで検討継続。



一部の広報板を残すかどうか

【検討結果】

譲渡希望があった広報板以外は**全て撤去**する。

【理由】

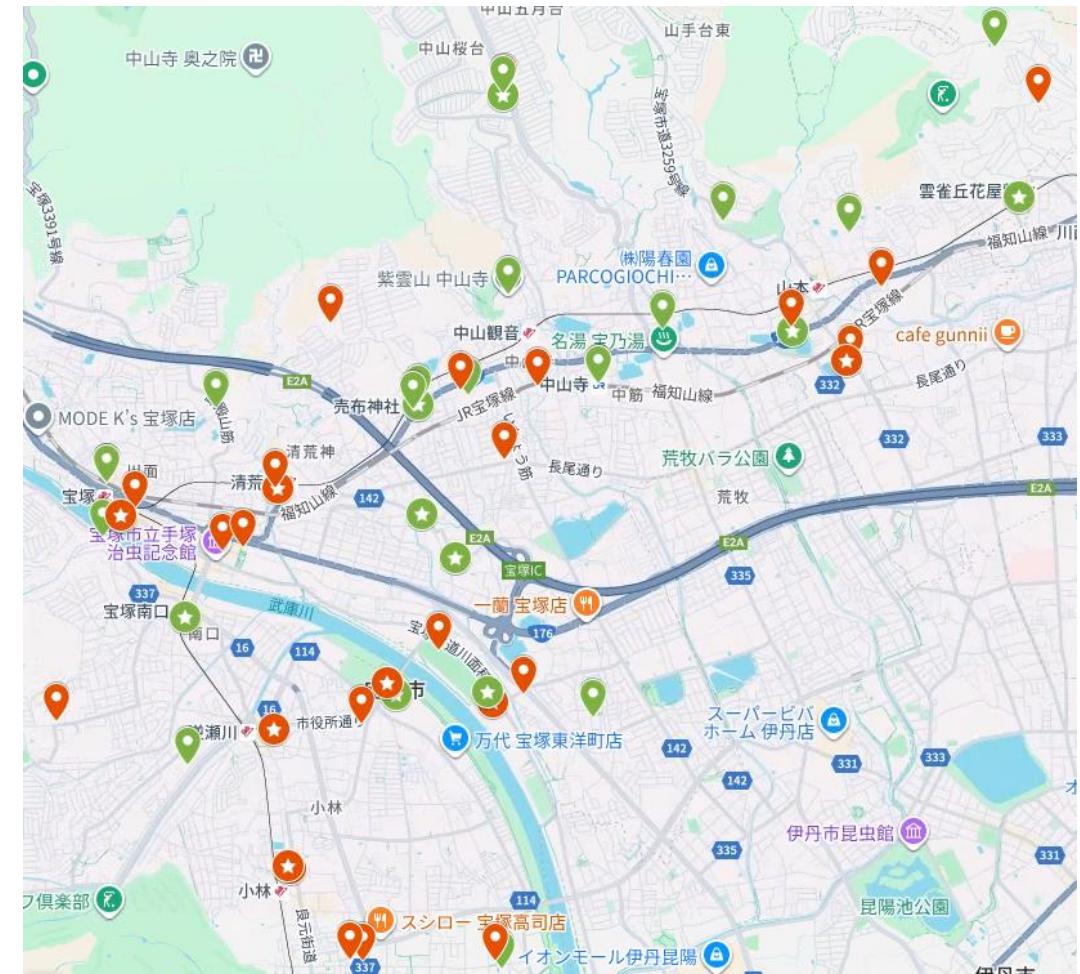
- ・広報板で情報取得している人全員が広報誌でも情報を取得。
- ・チラシ等の掲示・配架場所を調査したところ、市内**63箇所**あった。
- ・駅前の広報板を撤去しても市政情報の取得は代替可能である。

チラシ等の掲示場所・配架先

市内全63箇所

- 市役所本庁舎、西谷庁舎
- 各サービスセンター・ステーション
- 各公民館、図書館、児童館、文化施設、人権文化センター など

4月に、リスト・マップを公開します



広報板の譲渡に向けた今後の予定

令和8年度中に譲受希望の広報板を移設・修繕。

併行して、譲渡にかかる**覚書の素案**を作成。譲渡先の団体と個別に調整し、**覚書締結後に譲渡**する。

